

# 奨学のための給付金のご案内

(年額給付チラシ)

## 1 奨学のための給付金とは

○滋賀県教育委員会では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、国公立の高等学校等に通う高校生等がいる低所得（道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が0円（非課税））の世帯等の保護者等に対し、**返還の必要がない**「奨学のための給付金」を支給します。

○支給を受けるには申請手続きが必要です。（新入生で既に早期給付を申請している場合も含む。）

※高等学校等就学支援金（授業料の負担を軽減する制度）とは別の手続きですのでご注意ください。

## 2 年額支給の対象要件

令和 7 年 7 月 1 日現在、次の①～③のすべてを満たす世帯である保護者等

①高等学校等就学支援金、学び直し支援金または専攻科支援金のいずれかを受ける資格を有する高校生等がいる

②保護者等が滋賀県内に住所を有する

③生活保護(のうち生業扶助)を受給しているか、令和 7 年度の道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が0円(非課税)である（保護者が2名以上いる場合は、その全員が非課税であること。）

※生徒および保護者等が以下に該当するときは、支給対象外となります。

- ・高校生等が特別支援学校の生徒である
  - ・保護者等が賦課期日に日本国内に在住していない
  - ・児童養護施設等に入所または里親が養育している高校生等の保護者等であって、児童福祉法による措置費の支弁対象である
  - ・既に給付金の支給を、高校生等一人につき年1回、通算3回（定時制・通信制課程は通算4回、専攻科は通算2回）受けている（学び直し支援金の支給を受けている場合はこの回数に1回（定時制・通信制課程は2回まで）加えることができる。
- ※専攻科の対象要件については、在学する専攻科の高等学校等にお問い合わせください。

## 3 支給時期

・未定（令和 7 年度中）

※支給決定の時点で学校徴収金に未納がある場合は、給付金を未納額に充当します。

## 4 支給額

	世帯区分	課程	年額（※1）
①	生活保護世帯	全日制・定時制・通信制	32,300円
②	非課税世帯 区分①を除く	全日制・定時制	143,700円
		通信制	50,500円
③	非課税世帯 (生活保護世帯含む)	専攻科（※2）	50,500円

※1 7月～翌年3月分の支給額については、7月1日時点の支給区分に応じた年額から、早期給付額を差し引いた額となります。早期給付額が年額を上回る場合は、早期給付額が年額となります。

※2 専攻科の対象要件等については、在学する専攻科の高等学校等にお問い合わせください。

## 5 募集時期および必要書類

○募集時期 **令和 7 年7月1日(火)から令和 7 年 10 月 17 日(金)まで**

○申請方法 高校生等が在学する学校によって異なります。

【高校生等が滋賀県立高等学校に在学する場合】（⇒オンライン申請）

- ①学校に申請希望の旨をお伝えいただき、「オンライン申請チラシ」の交付を受けてください。
- ②「オンライン申請チラシ」に記載の二次元コードから、オンライン申請フォームにアクセスしていただき、申請フォームに従って申請手続きを完了してください。

【高校生等が滋賀県立高等学校以外の国公立高等学校等に在学する場合】（⇒紙申請）

各世帯区分に応じた必要書類をそろえて、**在学する高等学校等へ提出**してください。  
申請書や記入例は、滋賀県教育委員会のホームページからダウンロードすることができます。

○紙申請の場合の必要書類 （※印は該当する場合に提出が必要です。）

世帯区分 必要書類	① 生活保護世帯	②非課税世帯 (①を除く)		③非課税世帯 (生活保護世帯含む)
	全日制・定時制・ 通信制	全日制・ 定時制	通信制	専攻科
1. 奨学のための給付金認定申請書兼支給申請書(様式1(その1)) ※マイナンバーで課税額等を確認する場合は以下の様式 1. 奨学のための給付金認定申請書兼支給申請書(様式1(その2))	○	○	○	○
2. 生活保護受給証明書（複写可） ・令和7年7月1日以降に福祉事務所が発行したもの	○			
3. 保護者等の課税額を確認できる書類 ・次のア、イのいずれかを提出してください。 ア 保護者等全員の令和7年度(令和6年分)課税証明書等 イ マイナンバー貼付台紙（他の申請書類とは別に教育委員会へ郵送または持参していただく必要があります。）		○	○	○ ※イは提出できません
4. 住民票記載事項証明書 ※3でアを提出する場合で、申請書に記載の基準日現在の住所と、課税証明書等に記載の住所が異なる場合に必要です （該当する保護者等分のみ必要） ※3でイを提出する場合で、R7.1.1時点とR7.7.1時点とで住所が異なる場合に必要です。		○※	○※	○※
5. 同意書 ※申請者と生徒の関係が「主たる生計維持者」の場合に必要です。	○※	○※	○※	○※
6. 通帳の写し	○	○	○	○
7. 個人対象要件証明書				○
8. 扶養親族申告書				○※

※その他家庭の状況等により添付書類が必要となる場合があります。  
※対象生徒が2人以上いる場合、それぞれの生徒ごとに申請が必要です。

## 6 提出先・問い合わせ先

県内の国公立高等学校等に在学 → 各学校  
県外の国公立高等学校等に在学 → 滋賀県教育委員会事務局教育総務課 修学支援係  
電話：077-528-4587  
mail：ma0005@pref.shiga.lg.jp

※私立の高等学校等に通う生徒がいる場合は、**子ども若者政策・私学振興課**で実施します。  
在学する高等学校等を通じてお問い合わせください。